

【表紙】

【提出書類】 訂正発行登録書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2026年 2月 2日

【会社名】 ザ・ホンコン・アンド・シャンハイ・バンキング・コーポレーション・リミテッド
(The Hongkong and Shanghai Banking Corporation Limited)

【代表者の役職氏名】 共同最高経営責任者 デイビッド・リャオ・イ・チエン
(David Liao Yi Chien, Co-Chief Executive Officer)

【本店の所在の場所】 香港、クイーンズ・ロード・セントラル1番
(1 Queen's Road Central, Hong Kong)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 小馬瀬 篤 史

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区大手町一丁目1番1号
大手町パークビルディング
アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業

【電話番号】 03-6775-1000

【事務連絡者氏名】 弁護士 井上 貴美子
同 清水 ゆうか

【連絡場所】 東京都千代田区大手町一丁目1番1号
大手町パークビルディング
アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業

【電話番号】 03-6775-1157
03-6775-1939

【発行登録の対象とした募集有価証券の種類】 社債

【発行登録書の内容】

| | |
|----------------|---------------|
| 提出日 | 2025年 6月 4日 |
| 効力発生日 | 2025年 6月12日 |
| 有効期限 | 2027年 6月11日 |
| 発行登録番号 | 7 - 外 1 |
| 発行予定額又は発行残高の上限 | 発行予定額 5,000億円 |
| 発行可能額 | 5,000億円 |

【効力停止期間】 この訂正発行登録書の提出による発行登録の効力停止期間は、2026年 2月 2日（提出日）である。

【提出理由】 発行登録書において参照すべき旨記載されている参照書類と同種の書類が新たに提出されたため、また、発行登録書の一定の記載事項を訂正するため、本訂正発行登録書を提出するものである。（訂正内容については、以下を参照のこと。）

ザ・ホンコン・アンド・シャンハイ・バンキング・コーポレイション・リミテッド(E27669)
該当事項なし。

【縦覧に供する場所】

【訂正内容】

(以下の訂正が、2025年6月4日付発行登録書の「第二部 参照情報」においてなされる。訂正箇所は下線で示す。)

第二部 参照情報

第1 参照書類

<訂正前>

会社の概況及び事業の概況等法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1 有価証券報告書及びその添付書類

事業年度(2024年12月期) 自 2024年1月1日 至 2024年12月31日
2025年6月4日関東財務局長に提出

事業年度(2025年12月期) 自 2025年1月1日 至 2025年12月31日
2026年6月30日までに関東財務局長に提出予定

2 半期報告書

2025年6月中間期 自 2025年1月1日 至 2025年6月30日
2025年9月30日までに関東財務局長に提出予定

2026年6月中間期 自 2026年1月1日 至 2026年6月30日
2026年9月30日までに関東財務局長に提出予定

3 臨時報告書

該当事項なし。

4 外国会社報告書及びその補足書類

該当事項なし。

5 外国会社半期報告書及びその補足書類

該当事項なし。

6 外国会社臨時報告書

該当事項なし。

7 訂正報告書

該当事項なし。

<訂正後>

会社の概況及び事業の概況等法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1 有価証券報告書及びその添付書類

事業年度(2024年12月期) 自 2024年1月1日 至 2024年12月31日
2025年6月4日関東財務局長に提出

事業年度(2025年12月期) 自 2025年1月1日 至 2025年12月31日
2026年6月30日までに関東財務局長に提出予定

2 半期報告書

2025年6月中間期 自 2025年1月1日 至 2025年6月30日
2025年9月26日関東財務局長に提出

2026年6月中間期 自 2026年1月1日 至 2026年6月30日
2026年9月30日までに関東財務局長に提出予定

3 臨時報告書

上記1の有価証券報告書提出後、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第1項及び第2項第2号の規定に基づく臨時報告書を2026年2月2日に関東財務局長に提出

4 外国会社報告書及びその補足書類

該当事項なし。

5 外国会社半期報告書及びその補足書類

該当事項なし。

6 外国会社臨時報告書

該当事項なし。

7 訂正報告書

該当事項なし。

第2 参照書類の補完情報

<訂正前>

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書の「事業等のリスク」に記載された事項について、当該有価証券報告書の提出日以後、本発行登録書提出日までの間において重大な変更は生じておらず、また、追加で記載すべき事項も生じていない。

また、当該有価証券報告書には将来に関する事項が記載されているが、本発行登録書提出日現在、当該事項に係る発行会社の判断に重要な変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もない。

<訂正後>

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書および半期報告書(以下「有価証券報告書等」という。)の「事業等のリスク」に記載された事項について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本訂正発行登録書提出日までの間において重大な変更は生じておらず、また、追加で記載すべき事項も生じていない。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されているが、本訂正発行登録書提出日現在、当該事項に係る発行会社の判断に重要な変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もない。